

「かがわヒノキ」住宅建設奨励金交付要綱

（目的）

第1条 県は、「かがわヒノキ」の住宅分野での利用促進を図り、もって県内の森林資源の循環利用による森林整備の促進に寄与することを目的として、「かがわヒノキ」を利用して住宅を建設する県内の建設業者に対し、予算の範囲内において、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）及びこの要綱の定めるところにより、奨励金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるところによる。

- （1）「かがわヒノキ」とは「香川県産認証ヒノキ材（以下「認証ヒノキ材」という。）」のことであり、これは「香川県産木材認証制度のためのガイドライン」に基づき香川県産木材認証制度運営協議会（以下「協議会」という。）が認証したヒノキ及びヒノキを加工した製品をいう。
- （2）「木造住宅」とは、主要構造部の過半が木造で、居住室、炊事室、便所及び浴室を有し、独立した生活を営むことができる住宅をいう。
- （3）「建設等」とは、住宅を新築、増築、改築又はリフォームすることをいう。
- （4）「リフォーム」とは、住宅の全部又は一部について修繕、補修、模様替え等を行うことをいう。
- （5）「内装材」とは、平方メートルで使用面積を確認することができる、床面、壁面、及び天井面等に使用する内装化粧仕上材をいう。

（交付対象者）

第3条 県内に本社事業所を置いており、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受け、建設業法その他の法令を遵守している建設業者であること。

（交付要件）

第4条 交付対象となる建設等は、次の要件をすべて満たすものとする。

- （1）交付対象者が県内に建設等する木造住宅であって、申請年度の4月1日から3月15日までに、認証ヒノキ材使用部分の施工が完了する木造住宅であること。
- （2）1戸あたり3立方メートル以上認証ヒノキ材を使用していること、又は1戸あたり認証ヒノキ材の内装材の使用面積が10平方メートル以上であること。

（奨励金の額等）

第5条 奨励金の額は、交付対象となる建設等の木造住宅1戸あたり15,000円以内とし、上限額を100,000円とする。

(交付申請)

第6条 交付を受けようとする交付対象者（以下、「申請者」という。）は、申請年度の2月19日から3月18日までに、交付申請書（様式第1号）に別表1に定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

ただし、交付申請は年度あたり1申請のみとする。

(交付決定及び額の確定)

第7条 知事は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、要件を満たしている場合は、奨励金の交付の決定及び交付額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第8条 虚偽又は不正の手段により奨励金を受領した者は、奨励金を返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるほか、奨励金の交付に係る必要事項は、知事が別に定める。

附則 この要綱は、令和8年4月1日から施行する

別表 1 添付書類

1	住宅建設等の工事請負契約書の写
2	建築確認済証の写または建築工事届出書の写 建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）（以下「建築基準法」という） 第 6 条第 1 項第 2 号及び第 4 号の申請が必要な木造住宅については、同法第 6 条第 1 項の確認済証及び設計図（平面図）の写し。 上記に該当しない住宅については、建築基準法第 15 条第 1 項の建築工事届出書第一面～第四面、設計図（平面図）の写し（ただし、リフォームの場合は除く）
3	住宅建設等の箇所を表示した位置図
4	認証ヒノキ材の使用状況が分かる写真（5 枚程度）及び建物の全景写真
5	認証ヒノキ材納品書の写
6	認証ヒノキ材使用内訳書（様式第 2 号）
7	県税の完納証明書
8	その他知事が必要と認める書類

「かがわヒノキ」住宅助成事業の補助金を申請した木造住宅については、上記 1～6 の書類については省略できる。

様式第 1 号

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所
名称
代表者氏名
建設業許可番号

年度「かがわヒノキ」住宅建設奨励金交付申請書

年度において、「かがわヒノキ」住宅建設奨励金の交付を受けたいので、「かがわヒノキ」住宅建設奨励金交付要綱第 6 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1 奨励金交付対象建設等住宅

No.	住宅の所在地	「かがわヒノキ」 使用量		「かがわヒノキ」 住宅助成事業申請 の有無
		構造材等	内装材	
		m ³	m ²	
合 計		戸		

2 奨励金交付申請額

交付対象住宅戸数	交付対象住宅戸数×15,000 円	交付申請額
戸	円	円

認証ヒノキ材使用内訳書（構造材等）

番号	品名	長さ (m)	断面寸法(mm)		1本当たり	数量(本)	材積(m3)
			縦	横	材積(m3)		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
合計							

※製材品等の規格別に記載すること。

※本様式に記載の内容が含まれるものであれば、別様式でも可とする。

認証ヒノキ材使用内訳書（内装材）

番号	品名	長さ（m）	幅（mm）	1本当たり	数量（本）	面積（m ² ）
				面積（m ² ）		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
合計						

※製材品等の規格別に記載すること。

※本様式に記載の内容が含まれるものであれば、別様式でも可とする。